

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第1項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年7月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 対象施設

(1) 名称

坂出緩衝緑地（番の州球場を除く。以下「緩衝緑地」という。）

(2) 所在地

坂出市番の州公園、西大浜北、築港町及び久米町

2 管理の基準

- (1) 関係法令及び条例等を遵守し、適正に緩衝緑地の運営を行うこと。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務を一括して第三者へ委託しないこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 業務に関連して知り得た秘密を守ること。
- (6) 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。
- (7) 文書の保存及び管理を適切に行うこと。

3 業務の内容

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の運営に関する業務
- (3) その他緩衝緑地の管理運営に必要な業務

4 指定予定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）

5 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

6 申請方法

(1) 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

(2) 申請書類の受付期間

平成23年9月22日（木曜日）から同月30日（金曜日）まで（持参の場合には、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、平成23年9月30日（金曜日）午後5時必着とする。

(3) 提出先及び問合せ先

郵便番号 760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県商工労働部観光交流局にぎわい創出課（県庁本館15階） にぎわいづくり・交流施設グループ

電話番号 087-832-3380

7 その他

(1) 募集要項の配布等

6の(3)の場所で、平成23年7月29日(金曜日)から同年9月30日(金曜日)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、6の(3)の場所宛てに平成23年9月14日(水曜日)午後5時必着で、表に「坂出緩衝緑地指定管理者募集要項請求」と朱書し、返信用封筒(定形外角型2号A4判用封筒であって、宛先を明記し、切手240円分を貼り付けたもの)を同封の上、請求すること。

また、香川県ホームページ(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji/shitei>)からも入手することができる。

(2) 現地説明会の日時及び場所

平成23年8月18日(木曜日) 午前9時30分から

坂出市番の州公園5番地 坂出緩衝緑地管理事務所 会議室

(3) 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査(書類)及び二次審査(プレゼンテーション)を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は、募集要項による。